

避難行動要支援者名簿について

1 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、高齢者や障がいのある方などのうち、災害が発生したときや発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方です。

避難行動要支援者名簿は、平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、国が全ての自治体に作成を義務付けているものです。

松本市では、避難行動要支援者名簿に関する条例を定め、地域関係者に名簿を提供し、日ごろの見守りや災害時の避難支援体制づくりを進めます。



2 対象者と名簿掲載の方法

(1)対象者(自動登録者)

- ・要介護3以上の方
 - ・身体障害者手帳1級・2級の方
 - ・療育手帳A1の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・75歳以上の単身世帯の方
 - ・特定医療費(指定難病)受給者証が交付されている方
- ※ 施設に入所されている方は対象となりません。
- ※ 名簿は自動登録されますが、平常時から地域へ情報の提供を望まない方は掲載から除くことができます。新規登録者には意向調査を実施し、拒否届の提出をもって削除します。

(2)登録希望者

- ・災害時に自ら避難することが困難で、登録を希望される方(左記に該当しない高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍の方など)
- ※ 登録には、申請が必要です。申請書は、下記の窓口で入手・提出できます。また、市ホームページからも入手できます。

福祉政策課・障がい福祉課
高齢福祉課・各地区福祉ひろば
各地区地域づくりセンター

3 名簿の内容



- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号
- 避難支援等を必要とする事由

(障がいの種別や等級、病名などの詳細な情報は掲載されませんが、本人(代理人)が希望すれば、届出内容等を名簿に載せることができます。)

4 名簿の提供先

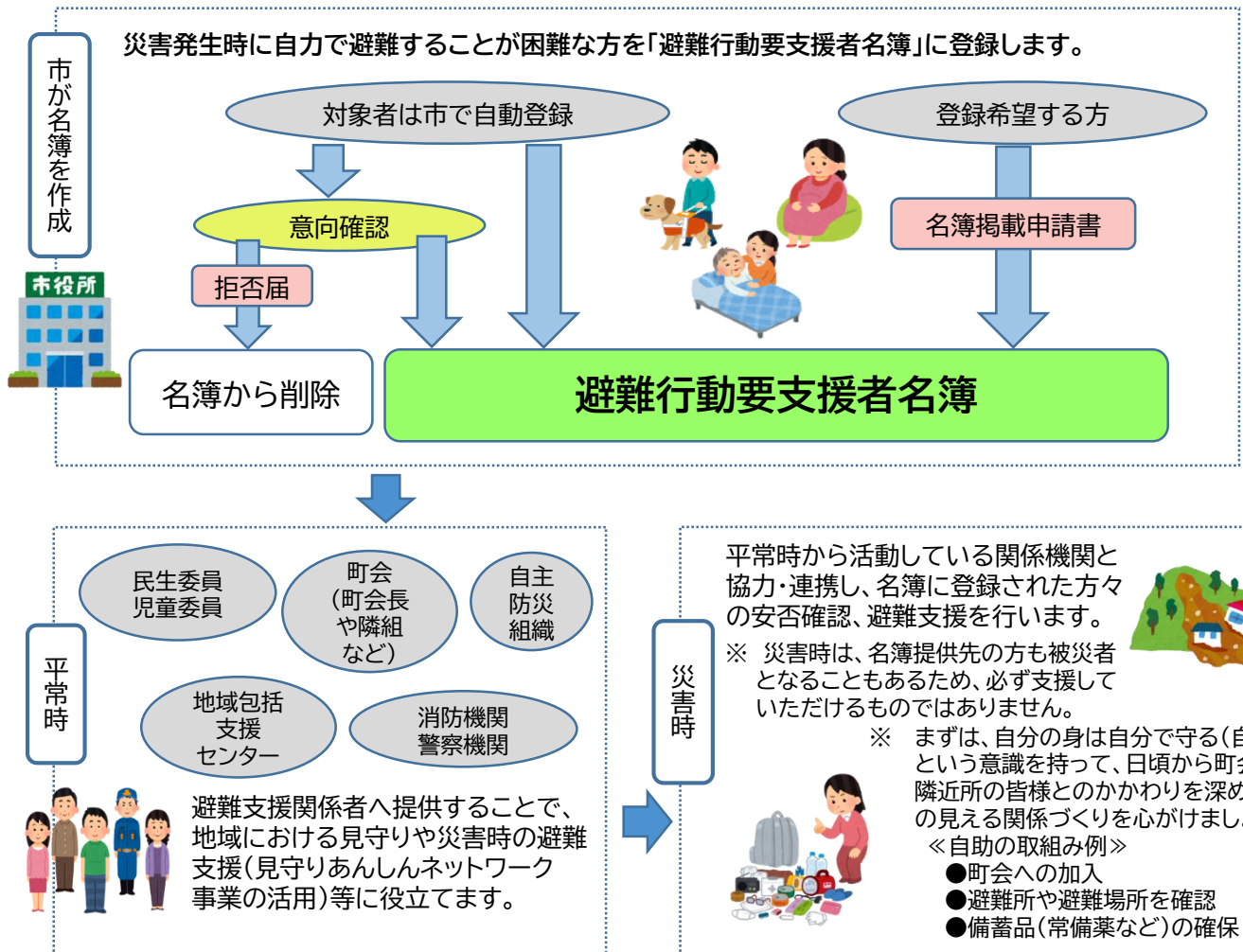
- 町会(町会長や隣組(班)長などの役員)
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織
- 消防団
- 松本市社会福祉協議会
- 松本市地域包括支援センター
- 松本広域消防局
- 松本警察署

※平常時から名簿を提供することで、地域における見守りや災害時の避難支援等に役立てます。

※社会福祉協議会も見守りあんしんネットワーク事業等を通じ、地域における見守り活動をサポートします。

※個人情報については、松本市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行います。
また、名簿を提供する際は、市から名簿の取扱いについて説明をします。

5 名簿活用イメージ



6 その他の制度

救急医療情報キット

緊急連絡先などを専用ケースに入れて冷蔵庫に保管するとともに、市にも情報を登録します。

救急時には、救急隊員が専用ケース内の情報を確認します。市から関係機関に情報提供する場合もあります。年1回の情報更新をします。

【対象者】

- 避難行動要支援者名簿に掲載されている方
- 独居又は日中独居、同居家族の疾病等により救急隊員が必要な情報を把握することが困難になる可能性がある方



「救急医療情報キット」のお問い合わせは

高齢福祉課 TEL 34-3061
障がい福祉課 TEL 34-3212
西部福祉課 TEL 92-3002

松本安心ネット

登録したメールアドレスに緊急情報などをEメールでお送りするものです。

情報配信を希望する場合は、利用登録が必要です。

登録方法

1.下記二次元コードからアクセス



「松本安心ネット」のお問い合わせは
危機管理課 TEL 33-9119

お問い合わせ

避難行動要支援者名簿	松本市役所 福祉政策課	TEL 34-3227	FAX 34-3204
見守りあんしんネットワーク	松本市社会福祉協議会	TEL 27-3381	FAX 27-2239
防災対策	松本市役所 危機管理課	TEL 33-9119	FAX 33-1011